



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 843 令和6年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集 (総務課) 1
- 844 令和6年度和歌山県環境衛生研究センター施設再整備事業に伴う移設業務に係る一般競争
入札に参加する者に必要な資格等 (脱炭素政策課) 2
- 845 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (介護サービス指導課) 4
- 846 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止
(") 4
- 847 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 5
- 848 " (") 5
- 849 " (") 5
- 850 " (") 5
- 851 県営土地改良事業計画の変更 (農業農村整備課) 6
- 852 保安林予定森林 (森林整備課) 6
- 853 " (") 7
- 854 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 7
- 855 " (") 7
- 856 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (") 8
- 857 " (") 8
- 858 随意契約の相手方の決定 (警察本部) 9

○ 公告

- 入札公告 (脱炭素政策課) 9

告 示

和歌山県告示第843号

個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第53条第2項の規定に基づき、令和6年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり公示する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 募集期間

令和6年9月11日（水）から同年10月11日（金）まで

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧については、和歌山県総務部総務管理局総務課のホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/filebo.html>) に掲載の「行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイル簿一覧」に掲載する。

3 提案の方法等

令和6年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱のとおり

（令和6年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要綱は省略し、和歌山県情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供するとともに、和歌山県総務部総務管理局総務課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/hisikibetu.html>）に掲載する。）

和歌山県告示第844号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和6年度和歌山県環境衛生研究センター施設再整備事業に伴う移設業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和6年度和歌山県環境衛生研究センター施設再整備事業に伴う移設業務

(2) 業務の内容

仕様書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和6年9月10日（火）現在において次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをし

ていない者又はこれになされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

- (7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。
- (10) 同種の移設業務について1年以上の実務経験を有する者が1名以上所属すること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ウ 直近1事業年度分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

オ 役員調書

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2の（9）及び（10）の要件を満たすことを証する契約書その他書類の写し

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、競争入札参加資格名簿に登載されていることがわかる資料の写しの提出をもって、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のア及びオからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和6年9月10日（火）から同月26日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年9月10日（火）午前9時から同月19日（木）午後5時までの間に和歌山県環境衛生研究センターに対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和6年9月10日（火）から同月27日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあっては、令和6年9月27日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県環境衛生研究センター

和歌山市砂山南三丁目3番45号

郵便番号 640-8272

電話番号 073-423-9570

ファクシミリ番号 073-423-8798

電子メールアドレス e0318011@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和6年10月4日（金）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第845号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072201688	株式会社田辺中央福祉事業所	ケアサポートよりそい	和歌山県田辺市本町49番地3 田辺中央ビル301	訪問介護	令和6.8.15
3072401429	株式会社陽楽	陽楽介護	和歌山県西牟婁郡すさみ町江住1330番地	訪問介護	令和6.8.31

和歌山県告示第846号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071500429	株式会社喜集	株式会社喜集	和歌山県有田市辻堂775番地	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	令和6.8.10

30623901 37	株式会社よろこび	ナースセンターよろこび	和歌山県新宮市蜂伏11-4 9	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 6.8.31
----------------	----------	-------------	--------------------	----------------------	--------------

和歌山県告示第847号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3011000 761	すてっぷ・ぼー ときのかわ	橋本市市脇1-1- 6 JA橋本支店 ビル2F	就労移行支援	精神障害者	一般社団法人 ソーシャルケ アセンター	和歌山市雑賀町 59	令和 6.9.1

和歌山県告示第848号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3011000 969	生活介護事業所 なな彩	橋本市高野口町 名倉666-2	生活介護	特定なし	株式会社コネ クトケア	橋本市高野口町 向島98-27	令和 6.9.1

和歌山県告示第849号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3012250 894	ケセラセ・ララ 就労事業所	田辺市紺屋町13 3	就労継続支援 A型	肢体不自由者 聴覚・言語障 害者 内部障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	株式会社八百 屋さんと福祉	田辺市稲成町30 74-6	令和 6.9.1

和歌山県告示第850号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011610544	晃共同作業所	有田郡有田川町垣倉字畑垣内394-1	就労継続支援B型	特定なし	株式会社エム・オー・エヌ	海南市岡田21番地 2F	令和6.9.1

和歌山県告示第851号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営中山間総合整備事業別院野尻地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営中山間総合整備事業別院野尻地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年9月11日から同年10月10日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第852号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町庄川字郷地谷917、918の3、918の5

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第853号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町大谷字井ノ谷530(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第854号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項及び第9条第9項の規定により、令和元年7月2日付け和歌山県告示第221号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
矢田ヶ谷(I-1370)、新庄町(136)(I-60918)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第855号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成28年7月19日付け和歌山県告示第872号で指定した次の土砂災害警戒区

域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
市ノ瀬畑山2（Ⅲ-3667）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第856号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
矢田ヶ谷（Ⅰ-1370）、新庄町（136）（Ⅰ-60918）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第857号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
市ノ瀬畑山2（Ⅲ-3667）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第858号

運転免許証作成システムマイナンバー対応改修委託業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

運転免許証作成システムマイナンバー対応改修委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年8月23日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

42,380,800円（うち消費税及び地方消費税の額3,852,800円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公 告

入 札 公 告

令和6年度和歌山県環境衛生研究センター施設再整備事業に伴う移設業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年9月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和6年度

(2) 業務の名称

和歌山県環境衛生研究センター施設再整備事業に伴う移設業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和6年和歌山県告示第844号に規定する令和6年度和歌山県環境衛生研究センター施設再整備事業に伴う移設業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市砂山南三丁目3番45号
和歌山県環境衛生研究センター

(2) 期間

令和6年9月10日（火）から同年10月3日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、令和6年9月10日（火）午前9時から同月19日（木）午後5時までの間に和歌山県環境衛生研究センターに対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

6 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和6年10月4日（金）午前9時から同月7日（月）午後3時まで

イ 開札場所

和歌山市砂山南三丁目3番45号
和歌山県環境衛生研究センター

ウ 開札日時

令和6年10月7日（月）午後3時

(2) 郵便による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和6年10月4日（金）午後5時までに和歌山県環境衛生研究センターに必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付

しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとする。

(2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し行うくじにより落札者を決定するものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(5) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県環境衛生研究センター

イ 所在地

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番45号

電話番号 073-423-9570

ファクシミリ番号 073-423-8798

電子メール e0318011@pref.wakayama.lg.jp

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌

山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Moving work for Wakayama Prefectural Research Center of Environment and Public Health redevelopment project : 1 set

(2) Time limit for tender :

3:00 p.m. 7 October 2024 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 4 October 2024)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Research Center of Environment and Public Health,

3-3-45 Sunayama-Minami, Wakayama City, 640-8272, Japan

TEL 073-423-9570

FAX 073-423-8798

e-mail e0318011@pref.wakayama.lg.jp